

山口県中小企業者等向け省・創・蓄エネ設備設置補助金交付要領

(趣旨)

第1条 山口県中小企業者等向け省・創・蓄エネ設備設置補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、用語の意義は、特に定めのない限り、要綱第3条の各号において定めるところによる。

第3条 要綱第3条に規定する「山口県産省・創・蓄エネ関連設備」は、別表1に定めるものとする。

(補助対象事業)

第4条 要綱第5条による補助対象事業に係る要件は、別表2に定めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 要綱第6条による補助金の交付の対象となる経費は、別表3に定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 要綱第7条第1項による補助金の交付申請を行う場合の添付書類は、別表4に定めるものとする。

(実績報告等)

第7条 要綱第11条による実績報告を行う場合の添付書類は、別表5に定めるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 知事は、要綱第12条第1項による補助金支払請求書が適正であれば、請求書を受理した年度の3月31日までに支払うものとする。

2 補助金の交付にあたって、補助事業実施者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令及び関係通知、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に従うものとする。

(事業効果の把握)

第9条 補助事業実施者は、県が事業の実施による温室効果ガスの削減量等を把握しようとするとき、県の求めに応じて、これらの情報を県に報告するものとする。

(書類の提出方法)

第 10 条 書類の提出は、県が別に定める受付窓口団体あてに持参、郵送等（簡易書留など郵便物の送達過程が記録されるものに限る）又は電子メール（添付ファイルはすべて P D F 形式に変換し、暗号化して送付する場合に限る）により行うものとする。

2 規則及び要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

対 象 設 備	
太陽光発電システム	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備で、事業所の電気に利用するシステムであるもの
蓄電池	太陽光発電システムの電気を定置用リチウムイオン蓄電池に蓄電し、事業所の電気に利用するシステムであるもの
充放電設備 (V2H)	太陽光発電システムの電気を電気自動車等に充電し、電気自動車等の電気を事業所へ放電(給電)するシステムであるもの
地中熱利用システム	年間を通して安定した温度の地中熱を熱源とし事業所の空調等に利用するシステムであるもの

別表 2 (第 4 条関係)

区分 1 : 屋根置きなど自家消費型太陽光発電	
① 太陽光発電設備	- 太陽光パネル及びパワーコンディショナーの出力が 10kW 以上であること。 - 本事業の実施によって得られる環境価値のうち、需要家に給電を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 - 再エネ特措法に基づく FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しないこと。 - 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 - 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けたものに対するものを除く。）。特に、次の(a)～(l)を全て遵守していることを確認すること - 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 - 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 - 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 - 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 - 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 - 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 - 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 - 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 - 交付 対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 - 次の(a)、(b)のいずれかをみたとすこと。 - 本事業の実施により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の 50%以上を自家消費すること - 需要家の敷地外に本事業の実施により導入する太陽光発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。

②蓄電池

1. 「①太陽光発電設備」の付帯設備であること
2. 太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
3. 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
4. 業務用蓄電池（20kWh 以上）の場合、11.9 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下、家庭用蓄電池（20kWh 未満）の場合、12.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムとなるよう努めること。
5. 業務用蓄電池（20kWh 以上）の場合、各市町の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。
6. 家庭用蓄電池（20kWh 未満）の場合、次の(a)～(f)を全て満たすこと。
 - (a)蓄電池部（初期実行容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実行容量は、JEM 規格で定義された初期実行容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

- (b)初期実行容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

初期実行容量	製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）
定格出力	蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。
出力可能時間の例示	① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。
保有期間	法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。
廃棄方法	使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記 されていること。
アフターサービス	国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

- (c)蓄電池部安全基準である「JIS C 8715-2」又は「IEC62619」の規格を満足すること。
- (d)リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電システム部安全基準である「JIS C 4412」の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C 4412」適用の猶予期間中は、「JIS C 4412-1」若しくは「JIS C 4412-2」※の規格も可とする。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

	(e)蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 (f)メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
③ 車載型蓄電池	「①太陽光発電設備」の付帯設備であること。 - 原則として太陽光発電設備と接続して充電を行うものであること。 - 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。 ※「CEV 補助金」との併用は不可。
④ 充放電外部設備・充電設備、充電器	「①太陽光発電設備」及び「③車載型蓄電池」の付帯設備であること。 - 充放電設備・充電設備について、原則として太陽光発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。 - 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で交付対象となる銘柄に限る。
⑤ （エネルギーマネージメントシステム） その他基盤インフラ設備	「①太陽光発電設備」の付帯設備であること。 - 次の(a)又は(b)のいずれかを満たすこと。 - 平時に省エネ効果(運用改善によるものを含む。)が得られるとともに、熱源・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。 - システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。
共通的事項	- 事業所に導入する設備は未使用品であること。 - オンサイト PPA の場合、PPA 事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 - リース契約の場合、リース事業者は、交付された補助金額相当分をリース料金から控除すること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

区分２：地域共生・地域裨益型再エネの立地

①太陽熱利用設備	1. 太陽集熱器は、JIS4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。
②地中熱利用設備	1. 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。
③（エネルギー・マネージメントシステム） その他基盤インフラ設備	1. 「①太陽熱利用設備」又は「②地中熱利用設備」の付帯設備であること。 2. 次の(a)又は(b)のいずれかを満たすこと。 (a) 平時に省エネ効果(運用改善によるものを含む。)が得られるとともに、熱源・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。 (b) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。
共通的事項	1. 事業所に導入する設備は未使用品であること。

区分３：業務ビル等における徹底した省エネ

①高効率空調機器	1. 事業所内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して 30%以上省 CO ₂ 効果が得られるもの。
②高効率給湯機器	1. 事業所内に設置するものであり、従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO ₂ 効果が得られるもの。
③レコーションシステム	1. 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。
共通的事項	1. 事業所に導入する設備は未使用品であること。 2. 「①高効率空調機器」及び「②高効率給湯機器」は、以下の省エネ診断のいずれかを受診していること。 (a) 山口県地球温暖化防止活動推進センターが行う専門家による省エネ診断 (b) 経済産業省事業で行われる省エネ診断 (c) その他検査機関等による(a)及び(b)と同等の内容の省エネ診断

別表 3 (第 5 条関係)

経費区分	費目	細分	内 容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④ 負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線。遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円/kWを上限とする。））
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事（別表2で定める要件に基づく柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲の費用をいう。	
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。	
	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。	
業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。		
事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。		
車両費（充放電設備費を含む）	車載型蓄電池等の導入、ゼロカーボン・ドライブの実施に必要な費用をいう。		

別表 4（第 6 条関係）

添付書類	備 考
事業計画書及び収支予算書	別紙 1 のとおり。
見積書及び見積内訳書の写し	補助対象経費が確認できるもの。 原則として複数業者の見積書及び見積内訳書を添付すること。 複数事業者の見積書及び見積内訳書の添付が困難な場合は、理由書を添付すること。
設備を設置する土地・建物の全部事項証明書	発行後 3 か月以内の原本又は写しであること。 申請者と補助対象設備を設置する土地又は建物の所有者が異なる場合は、事業実施に係る同意書（任意様式、同意者（土地又は建物の所有者）の署名もしくは記名押印が必要）を添付すること。
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	発行後 3 か月以内の原本又は写しであること。 申請者が P P A 事業者又はリース事業者の場合は、需要家の登記事項証明書も添付すること。
中小企業者等であることが確認できる書類	「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」で確認できる場合は、添付不要。 申請者が P P A 事業者又はリース事業者の場合は、需要家が中小企業者等であることが確認できる書類。
納税証明書（県税について滞納がないことの証明書）	発行後 3 か月以内の原本又は写しであること。 課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合は、その旨を記載した書面（任意様式）を添付すること。 申請者が P P A 事業者又はリース事業者の場合は、需要家の納税証明書も添付すること。
設備の仕様内容がわかる書類	カタログ、仕様書の写し等。
事業実施場所の位置図	事業所周辺の見取図及び、建物等構造物の位置や設備の設置位置がわかるような事業所敷地内の見取図。
設計書その他工事の内容を明らかにする書類	その他の工事の内容を明らかにする書類は、単線結線図、システム系統図、機器配置図等。
オンサイト P P A 契約書(案)及び料金計算書等	申請者が P P A 事業者の場合。
リース契約書(案)及びリース計算書等	申請者がリース事業者の場合。
省エネ診断の診断結果に関する書類	「区分 3：業務ビル等における徹底した省エネ」の設備を導入する場合。 高効率空調器又は高効率給湯器を導入する場合は、従来の同設備等に対して 30%以上省 CO ₂ 効果が得られることが確認できる書類を添付すること。

別表5（第7条関係）

添付書類	備 考
事業実績書及び収支決算書	別紙2のとおり。
請求書及び領収書等の写し	補助事業者が、補助対象経費を支払ったことが確認可能なもの。
設備の仕様内容がわかる書類	カタログ、仕様書の写し等。 「区分1：屋根置きなど自家消費型太陽光発電」の設備を導入する場合は、太陽光発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書の写しを添付すること。
事業実施場所の位置図	事業所周辺の見取図及び、建物等構造物の位置や設備の設置位置がわかるような事業所敷地内の見取図。
設備に係る工事請負契約書の写し	
設備に係る写真	設備を設置したことがわかる施工前、施工中、施工後の写真。 なお、全景写真、設備の型式がわかる写真、設備の導入台数等（※太陽光パネルはパネル枚数）がわかる写真を添付すること。
オンサイトP P A契約書（写し）及び料金計算書等	申請者がP P A事業者の場合。
リース契約書（写し）及びリース計算書等	申請者がリース事業者の場合。

事業計画書及び収支予算書

1 申請者（事業を実施する者）の情報

事業 者 名			
住 所			
資本金の額又は出資の総額	円	従 業 員 数	人
やまぐち再エネ電力利用事業所認定	☐ 有（認定番号： ） ☐ 無		
業 種		担 当 者 名	
電 話 番 号		メールアドレス	

※申請者が PPA 事業者又はリース事業者の場合は、需要家情報を記入してください。

需 要 家 名			
住 所			
資本金の額又は出資の総額	円	従 業 員 数	人
やまぐち再エネ電力利用事業所認定	☐ 有（認定番号： ） ☐ 無		
業 種		担 当 者 名	
電 話 番 号		メールアドレス	

2 事業概要

事業区分及び導入設備 （複数選択可）	☐ 区分 1：屋根置きなど自家消費型太陽光発電設備 ☐ ①太陽光発電設備 ☐ ②蓄電池 ☐ ③車載型蓄電池 ☐ ④充放電設備・充電設備、外部給電器 ☐ ⑤その他基盤インフラ設備（エネルギーマネジメントシステム） （注：①の導入は必須、④は③の付帯設備であること） ☐ 区分 2：地域共生・地域裨益型再エネの立地 ☐ ①太陽熱利用設備 ☐ ②地中熱利用設備 ☐ ③その他基盤インフラ設備（エネルギーマネジメントシステム） ☐ 区分 3：業務ビル等における徹底した省エネ ☐ ①高効率空調機器 ☐ ②高効率給湯機器 ☐ ③コージェネレーションシステム
事業目的	
事業効果 の対外発信方法	

設備導入場所	事業所名： 住 所：			
設 備 概 要	区分 1：屋根置きなど自家消費型太陽光発電設備			
	①太陽光 発電設備	太陽光 パネル	公 称 最 大 出 力 合 計 型 式 (メーカ－)	kW (☐ 山口県産省・創・蓄エネ関連設備)
		パワ－コン デ－ション	定 格 出 力 合 計	kW
			型 式 (メーカ－)	
			自 立 運 転 機 能	☐ 有 ☐ 無
	②蓄電池		定 格 蓄 電 容 量	kWh
			型 式 (メーカ－)	(☐ 山口県産省・創・蓄エネ関連設備)
	③車載型蓄電池		定 格 蓄 電 容 量	kWh
			型 式 (メーカ－)	
	④充放電設備・充電 設備、外部給電器		充電定格出力 (外部給電器を除く)	kW
			給電定格出力 (充電設備を除く)	kW
			太陽光発電設 備からの電力 供 給	☐ 可 ☐ 不可 (不可の場合、その理由)
			型 式 (メーカ－)	(☐ 山口県産省・創・蓄エネ関連設備)
	⑤その他基盤イン フラ設備 (エネルギーマ ネジメントシステム)		設 備 概 要	
	区分 2：地域共生・地域裨益型再エネの立地			
	①太陽熱利用設備		型 式 (メーカ－)	
	②地中熱利用設備		型 式 (メーカ－)	(☐ 山口県産省・創・蓄エネ関連設備)
	③その他基盤イン フラ設備 (エネルギーマ ネジメントシステム)		設 備 概 要	
	区分 3：業務ビル等における徹底した省エネ			
	①高効率空調機器		型 式 (メーカ－)	
	②高効率給湯機器		型 式 (メーカ－)	
	③コージェネレーションシステム		型 式 (メーカ－)	

導 入 方 法	区分 1：屋根置きなど 自家消費型太陽光発電 設備	導入方法	☐ 自社購入 ☐ オンサイト PPA ☐ リース
		余剰電力売 電の有無	☐ 有 ☐ 無
		売電先・契 約プラン名	
	区分 2：地域共生・地 域裨益型再エネの立地	導入方法	☐ 自社購入
	区分 3：業務ビル等 における徹底した省エネ	導入方法	☐ 自社購入

※申請者が PPA 事業者又はリース事業者の場合は、需要家との契約期間を記入してください。

需要家との契約期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 ヲ月間)
-----------	--

3 事業実施計画

(1) 設備導入効果

	①現行	②設備導入後 (見込み)	③導入効果 (①-②)
設備導入事業所の 年間電気消費量	kWh	kWh	kWh
設備導入事業所の 年間エネルギー消費量 (燃料種：)			
二酸化炭素排出量	t- CO ₂	t- CO ₂	t- CO ₂

(2) 導入する太陽光発電設備の年間発電量及び電力自家消費量

※「区分 1：屋根置きなど自家消費型太陽光発電設備」を選択した場合に記入してください。

①年間発電量 (見込み)	②年間電力自家消費量 (見込み)	③自家消費割合 (②/①×100)
kWh	kWh	%

(3) 事業の着手及び完了の予定日

工事着工予定年月日	工事完了予定年月日	支払完了予定年月日
年 月 日	年 月 日	年 月 日

4 補助事業の予算

			総事業費	補助対象経費
支 出 ^{※1}	工 事 費		円	円
	設 備 費		円	円
	業 務 費		円	円
	事 務 費		円	円
	車 両 費		円	円
	合 計		円	円
収 入	自 己 資 金		円	
	借 入 金		円	
	そ の 他 ()		円	
	県 補 助 金 ^{※2}		円	
	合 計		円	

※1 税抜き価格を記載すること。

※2 「県補助金」は本補助金のことであり、本要綱第4条(3)に留意すること。

5 補助対象経費明細

経費区分	設備等名称	規模・能力	金額(税抜き)
工事費			円
			円
			円
	小計		円
設備費			円
			円
			円
	小計		円
業務費			円
			円
			円
	小計		円
事務費			円
			円
			円
	小計		円
車両費			円
			円
			円
	小計		円
合計			円

事業実績書及び収支決算書

1 申請者（事業を実施する者）の情報

事業 者 名			
住 所			
資本金の額又は出資の総額	円	従 業 員 数	人
やまぐち再エネ電力利用事業所認定	☐ 有（認定番号： ） ☐ 無		
業 種		担 当 者 名	
電 話 番 号		メールアドレス	

※申請者が PPA 事業者又はリース事業者の場合は、需要家情報を記入してください。

需 要 家 名			
住 所			
資本金の額又は出資の総額	円	従 業 員 数	人
やまぐち再エネ電力利用事業所認定	☐ 有（認定番号： ） ☐ 無		
業 種		担 当 者 名	
電 話 番 号		メールアドレス	

2 事業概要

事業区分及び導入設備 （複数選択可）	☐ 区分1：屋根置きなど自家消費型太陽光発電設備 ☐ ①太陽光発電設備 ☐ ②蓄電池 ☐ ③車載型蓄電池 ☐ ④充放電設備・充電設備、外部給電器 ☐ ⑤その他基盤インフラ設備（エネルギーマネジメントシステム） （注：①の導入は必須、④は③の付帯設備であること） ☐ 区分2：地域共生・地域裨益型再エネの立地 ☐ ①太陽熱利用設備 ☐ ②地中熱利用設備 ☐ ③その他基盤インフラ設備（エネルギーマネジメントシステム） ☐ 区分3：業務ビル等における徹底した省エネ ☐ ①高効率空調機器 ☐ ②高効率給湯機器 ☐ ③コージェネレーションシステム
事業目的	
事業効果 の対外発信方法	

設備導入場所	事業所名： 住 所：			
設 備 概 要	区分 1：屋根置きなど自家消費型太陽光発電設備			
	①太陽光 発電設備	太陽光 パネル	公 称 最 大 出 力 合 計 型 式 (メーカ－) (☐ 山口県産省・創・蓄エネ関連設備)	
		パワコン インバー	定 格 出 力 合 計	kW
			型式(メーカ－)	
			自 立 運 転 機 能	☐ 有 ☐ 無
	②蓄電池	定 格 蓄 電 容 量		kWh
		型式(メーカ－)	(☐ 山口県産省・創・蓄エネ関連設備)	
	③車載型蓄電池	定 格 蓄 電 容 量		kWh
		型式(メーカ－)		
	④充放電設備・充電 設備、外部給電器	充電定格出力 (外部給電器を除く)		kW
		給電定格出力 (充電設備を除く)		kW
		太陽光発電設 備からの電力 供 給		☐ 可 ☐ 不可 (不可の場合、その理由)
		型式(メーカ－)	(☐ 山口県産省・創・蓄エネ関連設備)	
	⑤その他基盤イン フラ設備(エネルギーマ ネジメントシステム)	設 備 概 要		
	区分 2：地域共生・地域裨益型再エネの立地			
	①太陽熱利用設備	型式(メーカ－)		
	②地中熱利用設備	型式(メーカ－)		(☐ 山口県産省・創・蓄エネ関連設備)
	③その他基盤イン フラ設備(エネルギーマ ネジメントシステム)	設 備 概 要		
	区分 3：業務ビル等における徹底した省エネ			
	①高効率空調機器	型式(メーカ－)		
	②高効率給湯機器	型式(メーカ－)		
③コージェネレーションシステム	型式(メーカ－)			

導 入 方 法	区分 1 : 屋根置きなど 自家消費型太陽光発電 設備	導入方法	☐ 自社購入 ☐ オンサイト PPA ☐ リース
		余剰電力売電の有無	☐ 有 ☐ 無
		売電先・契約プラン名	
	区分 2 : 地域共生・地域裨益型再エネの立地	導入方法	☐ 自社購入
	区分 3 : 業務ビル等における徹底した省エネ	導入方法	☐ 自社購入

※申請者が PPA 事業者又はリース事業者の場合は、需要家との契約期間を記入してください。

需要家との契約期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 ヲ月間)
-----------	--

3 事業の着手及び完了日

工事着工年月日	工事完了年月日	支払完了年月日
年 月 日	年 月 日	年 月 日

4 補助事業の収支決算

		予算額 (交付申請時)		決算額	
		総事業費	補助対象経費	総事業費	補助対象経費
支 出 ^{※1}	工 事 費	円	円	円	円
	設 備 費	円	円	円	円
	業 務 費	円	円	円	円
	事 務 費	円	円	円	円
	車 両 費	円	円	円	円
	合 計	円	円	円	円
収 入	自 己 資 金	円		円	
	借 入 金	円		円	
	そ の 他 ()	円		円	
	県補助金 ^{※2}	円		円	
合 計		円		円	

※1 税抜き価格を記載すること。

※2 「県補助金」は本補助金のことであり、本要綱第 4 条 (3) に留意すること。

5 補助対象経費明細（決算額）

経費区分	設備等名称	規模・能力	金額(税抜き)
工事費			円
			円
			円
	小計		円
設備費			円
			円
			円
	小計		円
業務費			円
			円
			円
	小計		円
事務費			円
			円
			円
	小計		円
車両費			円
			円
			円
	小計		円
合計			円